

幸まちづくり

令和6年5月1日発行

144号

幸まちづくり協議会

☎ 23-9549



安心して暮らしていけるまちづくり



2023年生まれの新生児の数（出生数）は過去最少の75万6,800余人と1970年代半ば以降、50年間も対前年より減っており、これへの対応策は何も出来ておらず現時点での人口減少は止まりません。松阪市においても、2030年までに約15千人の人口減少が見込まれます（内14歳までの人口は約5千人減）。

第一次ベビーブーム世代の人たちの後期高齢者化に伴い、人口減少と2030年までの間はさらに高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や、一人親の子ども・家族など様々な生活課題を抱えた方々が多くなると思われます。

こうした中、周りの人たちのちょっとした手助けがあり、お互いに見守り、見守られながら「住みなれた地域で、安心して暮らしていけるまちづくり」を、私たちはめざしていこうと思います。

（幸まちづくり協議会）

車のナンバー語呂合わせ

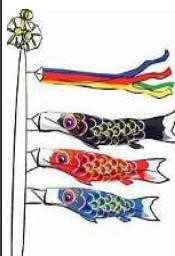

私は歩いて通勤しますが、車とすれ違いそのナンバーに面白いものが目に入ります。

いい夫婦（1122）、いいパパ（1188）、夫婦和合（2205）など家族の幸せを願ったり、晴れ晴れ（8080）、良くなろ（4976）、悔いなし（9174）、花咲く（8739）などもあります。5678はよく見かけます。

これからも交通安全に気を付けて、事故なし（2574）ですね！



(K.I.)



令和6年度 幸まちづくり協議会総会

日 時：令和6年5月19日(日)
午前10時～

場 所：幸公民館2階大会議室

議 題：令和5年度収支決算 他

編集後記

新年度が始まって早1ヶ月、みなさまいかがお過ごしでしょうか？

5月はゴールデンウィーク・母の日・こどもの日等、イベントも多くワクワクしますね。

5月病にも負けずに頑張っていきましょう。（Y.T）

裏面もご覧
ください



☆お知らせ☆

*広報委員会
5月1日(水)
16:00

*地域づくり部会
5月22日(水)
13:30

*文化部会
5月23日(木)
13:30



協賛広告

（協議会の活動の幅を広げるため協賛金をいただき、広告として掲載しております。）

老松直営店
幸 老松 あじもよう
(お持ち帰り専門店)

松阪市新町979
☎ (0598) 21-0019

松阪市新町821
☎ (0598) 22-2633

御菓子司
源芳

げんよしの 営業時間：9時～17時

お菓子で 定休日：月曜日

話も げんよく (祝日の場合は翌日)

はづみ 松阪市湊町193 TEL 0598-21-4594



公民館の「コミュニティーセンター」化について



松阪市では、5つの公民館（松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高）を除き、地区公民館はすべて令和8年度から「コミュニティーセンター」に移行します。

そこで、松阪市の資料からその要旨を抜粋して、「コミュニティーセンター」化についてその概要をお知らせします。

コミュニティーセンターとは？

市では、地区公民館などの公共施設を、地域の方にとってより使いやすい施設、地域づくりの拠点として活用できる施設へと移行するため、コミュニティーセンターに移行させるとしています。

地区によっては、利用度が低い公民館もあるようです。しかし、幸公民館は利用度が高くお断りするケースもあるのが現状です。

センターの運営はだれが行うのですか？

2つの方法があります。

1指定管理者制度による運営

住民自治協議会が市から指定を受けてセンターの管理運営を行います。

2市直営による運営

市が直接管理運営を行います。

市は、最終的にはすべて指定管理者制度に移行させたいとしていますが、移行期限は設けていません。

幸地区はどうするかまだ決めていません。今後検討しますが、指定管理者制度は責任も大きくなります。

幸地区の場合はどう？

幸公民館は、土日や夜間の開館は既に実施しており、利用者も多い状況です。

また、公民館利用者の地域範囲と幸まちづくり協議会の担当地域に若干の違いがあり、指定管理者制度になった場合のセンター利用の在り方がやや懸念されるところです。

いずれにしても幸地区としては、利用者の皆様の利便性の向上を第一に今後とも努力してまいりたいと考えています。

コミュニティーセンターへの移行はいつからですか？

徳和地区はモデル事業として令和5年度に移行しました。6年度も複数が移行の予定です。

地区公民館全ての移行は令和8年度で、すでに条例で決定済となっています。

指定管理者制度による運営とは？

この場合、メリットとして4つ挙げられています。

- ① 地域の裁量で開館日や開館時間等施設の利用方法を決定できる。
- ② 雇用する人を地域で決定できる。
- ③ 地域が自ら施設を運営することで地域づくり意識の醸成につながる。
- ④ 指定管理料を弹力的に使用できる。

その一方、一定の管理責任が生じること、指定管理の報告等の事務的負担が発生することが指摘されています。

市直営の場合の運営は？

職員配置は現状も考慮し、現在検討中とされています。

業務は、センターの日常的な管理運営業務としており、概ねこれまでどおりではないかと思われますが、市の検討結果待ちの状況です。

この場合、住民自治協議会はこれまでどおりで影響はほぼないと思われます。

